

研修名 支援を必要とする子どもの保育

令和元年8月1日(木) 10:00~12:30

講演 「障害のある子どもの理解」「医療的ケア児の理解」

「合理的配慮に関する理解」「障がい児保育に関する現状と課題」

講師 舞鶴こども療育センター 四方 あかね 氏

1 講演要旨

・まず、はじめに

支援を必要とする児と関わるまたは理解するためには「障害」といった一方向だけを先に見るのではなく、その子自身が生活の中で何に困っているのか何ができるのかその子の特徴を同じ目線になるよう考えることが大事である。

同じ目線になって考えまた、イベントなどの車いすでの生活を体験する(同じ立場になる)ことで社会の中でどのようなつまずき、生きにくさを感じているのかを知ることが合理的配慮につながり、障害者差別解消のきっかけにもなる。

・障害者差別を減らすためには

- ① 社会環境整備…段差などをなくすバリアフリー化
- ② 平等な扱い…正当な理由なしにサービスを拒否や不当な制限条件付けをやめる
配慮するには、当人(障がい者)若しくは第三者(保護者)の意思表示が重要
- ③ 配慮する側の負担軽減…配慮する際、一方に生活や活動の負担になるような過度な負担は伴うべきではないそれは合理的配慮に反している

・様々な障害

障害には知的能力障害、発達障害、身体障害、精神障害などの障害名がありそれぞれの障がいが幾重にも重なり合い作用しあっている

*上記以外にも併存、合併あるいは二次的に他の障害を生じることもある

i 知的能力障害…「知的能力の障害」についての検査で知能指数がおおむね70まで
「日常生活能力」についての水準が総合的に同年齢よりも低いもの

*知能指数が70以下のものは支援を受けやすいことが多いが、70-90まで境界線上(グレー)にいるものは環境によって自立することができると考えられているため支援を受けにくく、保育所などでも「気になる子」とされることが多い

ii 発達障害…ほかの障害とは別に発達障害という区分内でも運動障害群

自閉スペクトラム症、コミュニケーション障害症、注意欠如・多動症
限局性学習症といった障害が重なり合っている

- ・医療機関と事前に相談すること

～てんかんの場合～

【服薬】：保存方法…要乾燥なのか冷暗所保管なのか

服薬方法…食前後なのか、または食事と一緒にとっても良いのか

副作用…アレルギーの有無

こぼした時や忘れた時…てんかん薬には長時間のものと短時間のものと効き目が違うものがあるため

【発作】：発作時の解放のしかた

他児への配慮

発作時の観察と記録方法…実況報告が望ましい(見たそのまま)

救急受診の是非

- ・保育士が行うことができる医療的ケア

【特定行為】

- ① 口腔内のたんの吸引
- ② 鼻腔内のたんの吸引
- ③ 気管カニューレ内のたんの吸引
- ④ 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- ⑤ 経鼻経管栄養

*場合によって特定行為以外の医療行為(看護師等が行うもの)をすることがある

- ・関連機関との連携

支援を必要とする子どもを受診につなげるためには、保育所や幼稚園などの集団生活を行う環境内での気づきや、保健センターなどの発達検査で見つかり家庭に受診を進めるケースが多い

受診をするにあたって、保育所や幼稚園での様子(現症)をまとめておく必要がある
現症：情緒面 ルーチンワークの理解 社会性 言葉の発達、コミュニケーション意欲
興味の違い、保続性 基本的な生活習慣

*またこれらの現症を年少時から年長時と経過でポイントを押さえておくとより伝わりやすい

- ・小学校との連携

保育所、幼稚園から小学校へ上がる際環境の変化などで不安を抱える保護者が多いため、保護者の思いをしっかりと学校側にも伝えることが重要

また、相談を受ける際はいくつかの留意点も伝えることで保護者の誤解や子どもの生活支援につながる

～感想～

今回の講義で、医療側から見た支援の必要な子どもたちの現状や医療的ケアの知識を学ぶことができた。また、様々な障害で「その子らしさ」が見える事例では様子や支援方法その後の伝わり方を多く知ることができ、今後の保育の考え方の一つとして取り入れようと思う。
(記録 清仁保育園 東 彩奈)